令和８年度地域特性に応じた交通ネットワーク構築事業（びわこ文化公園都市）
調査検討業務委託仕様書

１　業務名

令和８年度地域特性に応じた交通ネットワーク構築事業（びわこ文化公園都市）調査検討業務

２　業務の目的

びわこ文化公園都市は、大津市と草津市に跨り、文化・芸術・医療・福祉・教育・研究・レクリエーション等の多様な施設、都市機能が集積するエリアであり、周辺地域も含めた大津湖南エリアは全国的に人口減少が深刻化する中にあっても依然として人口の増加が見られる成長力のある地域となっている。一方で、本エリアは、慢性的な道路渋滞やそれに伴う路線バスの定時性・速達性の低下、朝夕ラッシュ時間帯等における公共交通機関の混雑、運転士不足や経営難を要因とする公共交通機関の減便、エリア内での周遊交通手段の不足など、交通課題が顕在化している。

これらの課題に対応し、びわこ文化公園都市を含む大津湖南エリアの魅力を高め、滋賀県全体を牽引する地域として持続的な発展を実現するためには、道路環境整備、公共交通ネットワークの利便性向上・最適化、新たなモビリティの導入などにより、地域特性に応じた適切な交通ネットワークを構築することで、マイカー利用から公共交通利用への利用転換を促し、道路渋滞の解消を含めて円滑な都市交通環境を実現することが必要である。

上記を踏まえ、本県では令和７年度から複数年を想定して「びわこ文化公園都市・交通活性化プロジェクト」として、短期・中期・長期の施策を検討し、可能なものから順次着手・実施することとしている。また、本県と関係行政機関、交通事業者等で構成する「びわこ文化公園都市・交通活性化タスクフォース」を設置し、関係機関と連携した施策の推進を図ることとしている。

「びわこ文化公園都市・交通活性化プロジェクト」（※1）で検討を予定する施策のうち、「バス交通等の利便性向上・最適化」、「将来的な新モビリティの導入」、「新たな運営体制の検討・構築」については、多方面での調整が必要となることから、中長期施策として検討を進めることとしており、令和８年度においては、当該エリアにおける具体的な施策の実施や方針の策定等に向け、過年度の基礎調査・検討の成果を踏まえ、調査・検討を行うことを目的とする。

（参考）※1【別紙】びわこ文化公園都市・交通活性化プロジェクト概要参照

３　契約期間

契約締結日から令和９年（2027 年）３月 31 日（水）まで

４　業務の内容

（１）　業務概要

ア．びわこ文化公園都市・周辺エリアにおけるバス交通等の利便性向上・最適化に向けた調査・検討
イ．びわこ文化公園都市・周辺エリアにおける新モビリティの導入に向けた調査・検討
ウ．滋賀県内の各地域の交通状況に応じた新たな運営体制の調査・検討

（２）　業務内容

ア．びわこ文化公園都市・周辺エリアにおけるバス交通等の利便性向上・最適化に向けた調査・検討

当該エリアでは、複数事業者により県内でも屈指の充実したバス路線網が形成されているが、道路渋滞に起因する定時性・速達性の低下、朝夕ラッシュ時間帯等における輸送力不足、運転士不足や

収支悪化等を要因とする減便、施設間をつなぐ路線が不十分であることなど、課題が顕在化し、今後の悪化も懸念されることから、これらに対応した地域交通の利便性向上・最適化に向け進めることとしている。今年度は、令和８年度実証運行（※2）の結果検証・評価、令和９年度実証運行に向けて、流動状況を踏まえたルートおよびダイヤの検討ならびにバス走行環境の改善に向けた調査・検討を行う。

（参考）※2　令和８年度実証運行について
びわこ文化公園都市エリア内の施設間を繋ぐ周遊手段を充実させていくため、青山・若草地区－立命館大学－滋賀アリーナ－龍谷大学－フォレオ－大津市公設市場を運行するエリア横断バスの実証運行を令和 8 年 10 月 31 日から 11 月 29 日の間で実施。

■調査検討内容

①令和８年度実証運行の結果検証
・令和８年度実証運行の結果を検証、評価する。なお、実証運行の利用状況（時間帯別・停留所別・乗降客数）および滋賀県が実証運行時に実施するアンケート調査の結果を提供するので、参照すること。
・令和８年度実証運行の実績から、今後、上下分離・公設民営方式による運行形態への以降を念頭に、当該ルートにおける適正な運行経費見込みの算出や運行体制を検討する。

②令和９年度実証運行に向けた走行ルートおよびダイヤの検討
・令和８年度実証運行の結果を踏まえ、次年度以降の運行に向けた課題整理を行うとともに、流動状況を踏まえたルートおよびダイヤ案を作成する。
・令和９年度は、令和８年度の実証運行を踏まえて鉄道駅とびわこ文化公園都市エリアをつなぐ実証運行を計画しており、実証に向けて効果的な走行ルートおよびダイヤを必要に応じて複数案作成する。なお、別途業務において「石山駅-びわこ文化公園都市-草津駅」間の広域幹線路線新設時における移動需要、広域幹線バスへの転換可能性を検討しており、この結果を提供するため、必要に応じて参照すること。
・上記ルートおよびダイヤでの運行による利用者想定および既存交通機関からの転換等について評価を行う。

③バス走行環境改善の可能性検討
・令和７年度地域特性に応じた交通ネットワーク構築事業（びわこ文化公園都市）基礎調査業務にて実施した、当該エリアにおけるバスの定時性・速達性向上に向けた検討（バス優先施策（バス優先レーン、PTPS 導入、新たな交通手段の導入等）、交通需要マネジメント、道路交通容量拡大（ボトルネック交差点対策）等）を踏まえ、具体的な対策の組み合わせと、その効果・費用を算出する。
・特に、南草津駅～立命館大学までのルートにおいては、連接バスの導入が進んでいることを踏まえ、必要な対策について概略検討を行う。

イ．びわこ文化公園都市・周辺エリアにおける新モビリティの導入に向けた調査・検討

当エリアの道路渋滞やバスの混雑等を解消し、円滑な都市交通環境を実現して、県全体を牽引するエリアへと発展させるためには、より定時性・速達性・輸送力の高い基幹的な新モビリティの導入を進める必要があることから、当該エリアにおける人口動態、まちづくりの方向性（さらなる集積が進む、現状維持等の場合分け）、実現に向けた時間軸を踏まえ、新モビリティと既存交通モード（鉄道、路線バス、コミュニティバス、デマンド交通）を組み合わせた目指す交通体系と、その実現に向

けたロードマップの検討を行う。

■調査検討内容

①当該エリアの将来像の検討 ・人口動態およびまちづくりの方向性を踏まえ、当該エリアの将来像を複数作成する。 ②目指す交通体系の検討 ・①で作成した将来像ごとに、R8、9 の実証も踏まえ、新モビリティと既存交通モード（鉄道、路線バス、コミュニティバス、デマンド交通）を組み合わせた目指す交通体系を効果や採算性等を分析し、検討する。 ③実現に向けたロードマップの作成 ・②で作成した交通体系の実現に向けたロードマップを作成する。 ・新モビリティの導入を目指す場合は、検討に時間軸を加え、可能な限り早期にその効果が発現されるよう、検討を行う。

ウ．滋賀県内の各地域の交通状況に応じた新たな運営体制の調査・検討

滋賀地域交通計画で定めている目指すサービスレベルの実現に向けて、交通事業者の運営だけで移動サービスを賄うことは困難になってきていることから、滋賀県内の各地域の状況等に応じて、新たな運営体制（補助制度、委託運行、共同運行など）の検討を行う。

■調査検討内容

①びわこ文化公園都市・周辺エリアにおける運営モデルの検討 ・びわこ文化公園都市・周辺エリアをモデル事例として、令和８年度および令和９年度実証運行後の本格運行に向けて、既存路線の連携、再編・最適化や効果的な運営モデルを検討すること。また、地元自治体、交通事業者等の関係者との協議資料を作成するとともに、今後のロードマップを検討すること。 ②新たな運営体制の検討 ・①の検討内容や国内外の先進事例から、県内の各地域の状況に適用可能な運営モデルを調査・検討する。

5　業務の進め方

（１）本業務の受託者は本仕様書に基づいて業務を実施しなければならない。なお、細部事項については、監督職員の指示に従うものとする。

（２）受託者は、本業務の実施にあたり、常に監督職員と連絡を密にし、業務内容に疑義を生じた場合は、速やかに報告し監督職員の指示を受けなければならない。

（３）受託者は、本業務着手前に全体の工程、作業方針等についてあらかじめ委託者の承諾を受けなければならない。

（４）受託者は、委託者の求めに応じて、本業務実施の途中における成果の報告を行なわなければならない。

6　資料の貸与

本業務の施行に際し、必要な資料は可能な限り提供または貸与する。

7　成果物

受注者は、業務結果をとりまとめ、下記に定めるとおり成果物を納品すること。

（１）①報告書概要版：成果の骨子および主たる図表等をとりまとめたもの（紙Ａ４版）各 10 部
②報告書本編：業務全般の内容、成果等をわかりやすく整理したもの（紙Ａ４版）各 10 部
③参考資料：報告書記載内容にかかる主要なバックデータ（電子データのみ）
④報告書電子データ　一式（①～③を CD-R にデータを収め３部）

（２）納品
納品場所は、滋賀県交通まちづくり部交通まちづくり政策課とする。なお、（１）の④報告書電子データは CD-R の他、委託者が指定するストレージ等でも納品を行うこと。

８　運営管理

受託事業者は、本事業が効率的かつ適正に実施されるように、本仕様書の内容を理解した上で、目的および内容に沿った実施計画を作成し、全ての工程における運営管理（各作業時の進歩状況の把握、委託者への状況報告等）を徹底すること。

運営管理を行う者は、十分なコミュニケーション能力を持つだけではなく、適切な課題解決策や方法等を提案でき、実績や知見、新たな発想等に基づいて、円滑・確実に事業を推進できる能力を有すること。

また、本事業に携わるスタッフの作業分担と作業量を適切に把握・管理し、計画の遅れが生じるなど、課題・問題等が発生した場合は速やかに原因を調査し、体制の見直しを含む対応策を提示し、委託者の承認を得た上で、これを実施すること。

９　業務履行にあたっての条件および留意事項

（１）　本仕様書に明示されていない事項であっても、業務の性格上必要と認められる事項については、双方協議の上、受託者負担で実施すること。

（２）実際の契約内容については、調整・変更する場合がある。

（３）本業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により申請を行い、滋賀県の承認を受けた場合は、業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせること（以下「再委託」という。）ができる。また、責任者の再委託は認めない。なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。

（４）受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項または疑義が発生した場合は、速やかに委託者と協議を行い、これを定めるものとする。

（５）受託者は、個人情報保護法および滋賀県個人情報保護条例等の関係法令を遵守するものとする。

（６）受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

（７）受託者は、当事業の成果物は滋賀県へ引き渡すこととし、成果物の所有権は、滋賀県への引渡しが完了したときに滋賀県に移転するものとする。

（８）当事業に基づく成果物の著作権（著作権法第 27 条および第 28 条に規定する権利を含む）は、原則、成果物の引渡しをもって滋賀県に譲渡されるものとし、また、著作者は成果物に係る著作者人格権を将来に渡って一切行使しないものとする。なお、成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有者、著作権、利用権等に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担および責任は受託事業者において負うものとする。

（９）成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、委託者の責に帰すべき事由による場合を除き、受託事業者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、委託者に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

(10) 委託者は、本事業で納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネット、DVD、放送番組等のあらゆる媒体、手段・方法により公表（公開、配布、放送等）することができることとする。

(11) 業務完了後に、受託事業者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託事業者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託事業者の負担とする。

(12) 電子媒体によるデータ納品については、ウィルス対策ソフトにより検査した上で納品すること。納品物が納品時点でウィルス感染していることにより、委託者または第三者が損害を受けた場合は、全て受託事業者の責任と負担により、原状回復、およびその他賠償等について対応すること。